

令和3年 第 12 回

甲斐市農業委員会議事録

令和3年 12 月 27 日

1 日 時 令和3年12月27日(月) 午後1時59分～

2 場 所 甲斐市役所本館3階 大会議室

3 日 程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 報告第25号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件
議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請の件
議案第49号 農地法第4条許可後の計画変更承認申請の件
議案第50号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件
議案第51号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件
議案第52号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件

4 欠席委員 4番 山本 重高 委員、19番 神澤 安行 委員

5 議事録署名委員 18番 山本 賢治 委員、1番 中村 敬一 委員

6 職務のために会議に出席した者の職氏名

農業委員会事務局長 山岡 広司

農業委員会事務局庶務係 樋口 一

農業委員会事務局庶務係 藤井 想

7 閉 会： 午後2時43分

【事務局長】

それでは、令和3年第12回の総会を始めさせていただきます。
はじめにあいさつを交わしたいと思いますので、その場でご起立をお願い致します。

相互に礼。

ご着席ください。

はじめに有泉副会長より開会のことばをお願い致します。

【有泉副会長】

(あいさつ)

それでは令和3年12月、第12回の農業委員会総会を開催致します。
よろしくご審議の程お願い致します。

【事務局長】

ありがとうございました。
続きまして、小宮山会長よりご挨拶をいただき、議事進行につきましてもよろしくお願ひします。

【議長（会長）】

(あいさつ)

本日の出席委員は17人です。定足数に達しておりますのでただちに会議を開きます。

(日程第1
議事録署名委員の
指名)

【議長】

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は、18番山本委員と1番中村委員を指名致します。

(日程第2
会期の決定)

【議長】

日程第2、会期の決定を致します。
本総会の会期は、本日1日と定めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がありませんので、本日1日と決定致します。

(報告第25号)

【議長】 それでは議事に移ります。
報告第25号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件を上程致します。

事務局に番号45番～50番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

資料1ページをお願いします。農地法施行令第10条第1項の規定により農地転用届出がありました。

甲斐市農業委員会事務専決規定第3条により専決処分をしましたので報告します。

番号45番、地図・公図は1ページ、2ページになります。

●●番地、他2筆合計1,404㎡を、●●の●●さんが、●●の●●さんに、所有権移転により長屋住宅にするための届出が出ています。

続きまして、番号46番、地図・公図は3ページ、4ページになります。

●●番地、面積11㎡を、●●の●●さんが、下へ行きまして、●●番地、他2筆合計1,613㎡を、●●の●●さんが、総計で1,624㎡を、●●の●●さんに、所有権移転により宅地分譲4区画にするための届出が出ています。

次のページ2ページへ行きまして、番号47番、地図・公図は5ページ、6ページになります。

●●番地、面積525㎡を、●●の●●さん持分1/2と、●●の●●さん持分1/2が、●●の●●さんに、所有権移転により個人住宅にするための届出が出ています。

続きまして、番号48番、地図・公図は7ページ、8ページになります。

●●番地、他1筆合計358㎡を、●●の●●さんが、●●の●●さんに、使用貸借権の設定により個人住宅にするための届出が出ています。

続きまして、番号49番、地図・公図は9ページ、10ページになります。

す。

●●番地、面積 625 m²を、●●の●●さんが、●●の●●さんに、所有権移転により宅地分譲 3 区画にするための届出が出ています。

次のページ 3 ページへ行きまして、番号 50 番、地図・公図は 11 ページ、12 ページになります。

●●番地、面積 747 m²を、●●の●●さんと、●●の●●さんが、●●の●●さんに、賃貸借権の設定により資材置場へ一時転用するための届出が出ています。

説明は以上です

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は報告事項でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】

質問がないようですので、本件の報告を終了致します。

(議案第 48 号)

【議長】

次の議案に移ります。議案第 48 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の件を上程致します。

事務局に番号 17 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

資料 4 ページをお願いします。番号 17 番、地図・公図は 13 ページ、14 ページになります。

●●番地、面積 705 m²を、●●の●●さんが、●●の●●さんに、有償移転により経営地拡大のための許可申請が出ています。

●●さんの経営面積は 12,536 m²、申請地でブドウの作付けを予定しております。

所有している機械は耕うん機、トラクター、田植機、ハーベスター、バインダーです。

写真は南側から撮影したものです。

説明は以上です

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を、●番●●委員ですが、現地調査の結果、問題なしとの報告を受けております。

次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

はい、推進委員の●●です。

この土地は、先月隣の土地を同じ様な形で所有権移転をされていまして、先月了承されているものです。

それに引き続き当該農地を取得するということですので、問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】

質問がないようでございます。

番号17番を許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】

異議がないようですので、本案件を許可することに決定致します。

(議案第49号)

【議長】

次の議案に移ります。

議案第49号、農地法第4条許可後の計画変更承認申請の件を上程致します。

事務局に番号1番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

資料の5ページをお願い致します。

番号1番、地図・公図は15ページ、16ページになります。

申請人は●●の●●さん、土地につきましては、●●番地、面積935㎡の内転用面積7.22㎡で、営農型太陽光発電施設設置のため、平成30年8月の案件に上程し、9月19日に許可が出たものの計画変更になります。

当初計画では、支柱75本、転用面積7.22㎡としていましたが、パネ

ル設計の変更により転用面積を変更することとなり、転用面積を支柱 59 本、5.69 m²とすることとして、計画変更承認申請が出されました。

この案件は、議案第 50 号、農地法第 4 条許可申請の番号第 13 番と関連がありますので一括で審議をお願いします。

説明は以上です。

【議長】 事務局の説明にありましたとおり、この案件につきましてはこのあと上程する議案第 50 号農地法第 4 条第 1 項許可申請番号 13 番の案件に関連するものになりますので、あわせて審議することに致します。

(議案第 50 号)

【議長】 次の議案に移ります。

議案第 50 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の件を上程致します。

事務局に番号 13 番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。

資料の 6 ページをお願い致します。番号 13 番、地図・公図は 15 ページ、16 ページになります。

●●番地、面積 935 m²の内転用面積 5.69 m²を、●●の●●さんから、営農型太陽光発電のための支柱部分の一時転用の更新のための許可申請が出されました。

営農型太陽光発電施設設置については、支柱部分を一時転用とし、その期間は原則 3 年間としています。今回は 1 回目の更新であります。

農地として耕作されているかどうかということ審査し、更新の可否を決定するものです。

パネル設置枚数 279 枚、下部の農地面積 935 m²、支柱 59 本、5.69 m²の転用で、発電量は 1 時間あたり最大で 49.5 k w です。

設備認定書、電力受給契約書類、隣接耕作者の同意書が添付されています。

パネルの下で渋柿を栽培中です。

写真は東側から撮影をしたものです。

この案件は、議案第 49 号、農地法第 4 条許可後の計画変更承認申請の番号第 1 番と関連がありますので一括で審議をお願いします。

説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●番●●委員にお願いします。

【●●委員】

はい、●番●●です。

去る 22 日、●●、●●、事務局らと現地を調査致しました。

この辺は、●●の東で、転用面積を変更するということですね。

【事務局】

転用する区画が減って、支柱も減ったということで、当初申請時よりも転用面積は少なくなっております。

【●●委員】

下の耕作地はきれいに管理されているのですが、柿はほとんど成長していません。

高所式のパネルソーラーの下の作物という感じがします。

周りは桑畑で、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほどをお願い致します。

【議長】

次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

はい、今月 22 日に現地調査を行いました。

前回の申請時と、今回の申請で面積が異なっているということで、申請のやり直しということですか。

【事務局】

今回、許可の更新になるのですが、前回申請時と内容が変わっているということで、農地法第 4 条許可後の計画変更承認申請と併せての審議となります。

【●●推進委員】

特に問題はないと思います。

よろしくお願いします。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】

質問がないようでございます。

議案第 4 9 号農地法第 4 条許可後の計画変更承認申請の件、番号 1 番を承認相当、農地法第 4 条第 1 項による許可申請の 1 3 番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

(議案第 51 号)

【議長】 それでは次の議案に移ります。
議案第 51 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の件を上程致します。
事務局に番号 49 番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。
資料の 7 ページをお願い致します。番号 49 番、地図・公図は 17 ページ、18 ページになります。
●●番地、面積 454 m²を、●●の●●さんが、●●の●●さんに、賃貸借権の設定により、駐車場にするための許可申請が出ています。
申請地は、住宅等が連坦する区域内で、集落接続もあることから、第 3 種農地と判断することができます。
申請人である●●さんは製造業を営んでいますが、現在駐車場として借りている場所を返却しなければならなくなったため、代表取締役宅の隣地であるこの場所を確保したいと申請がありました。
申請書には事業計画書、資金証明書、土地利用計画図、面積検討表、隣接耕作者の同意書等が添付されており、問題はないと考えられます。
駐車場は、従業員用 6 台、大型トラック用 2 台分を確保予定で、敷地は碎石敷き、雨水は自然浸透となっております。
写真は北側から撮影をしたものです。
説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。
次に現地調査の報告を●番●●委員にお願いします。

【●●委員】 はい、●番●●です。
現地につきましては、12 月 22 日に●●、私、推進委員の●●と、事務局と現地調査を致しました。
場所は、写真によってもわかると思いますが、手前の道は●●です。
集落の中の一部ということで、ほとんど周りには住宅が建っております。

す。ぽつんぽつんと農地が存在するような場所ですので、今回の申請についても、特に問題はないと思いますので、よろしくご審議のほど、お願い致します。

【議長】 次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

はい。

先程●●委員から報告があったように、また、写真を見てもわかるように、ほとんど住宅地の真ん中のような場所になっておりますので、問題はないと考えております。

よろしくご審議をお願いします。

【議長】 これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようでございます。

番号 49 番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

(議案第 52 号)

【議長】 次の議案に移ります。

議案第 52 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件を上程致します。

事務局に利用権設定の番号 59 番から 69 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

資料の 8 ページをお願いします。番号 59 番、地図・公図は 19 ページ、20 ページになります。

●●番地、面積 657 m²を、●●の●●さんが、●●の●●さんに、畑を 5 年間、新規で貸し付ける計画が出されました。

小作料は無償で、野菜の作付けを予定しています。

続きまして、番号 60 番、地図・公図は 21 ページ、22 ページになります。

●●番地、面積 957 m²を、●●の●●さんが、●●の●●さんに、畑を 3 年間、新規で貸し付ける計画が出されました。

小作料は 10 a 当たり 15,674 円で、トマトの作付けを予定しています。

続きまして、番号 61 番、地図・公図は 23 ページ、24 ページになります。

●●番地、面積 1,393 m²を、●●の●●さんが、●●の●●さんに、畑を 5 年間、新規で貸し付ける計画が出されました。

小作料は無償で、野菜の作付けを予定しています。

次のページ 9 ページへ行きまして、番号 62 番、地図・公図は 25 ページ、26 ページになります。

●●番地、面積 1,368 m²を、●●の●●さんが、●●の●●さんに、畑を 2 年間、新規で貸し付ける計画が出されました。

小作料は 10 a 当たり 3,655 円で、野菜の作付けを予定しています。

続きまして、番号 63 番、地図・公図は 27 ページ、28 ページになります。

●●番地、他 2 筆合計 1,239 m²を、●●の●●さんが、●●の●●さんに、田を 5 年間、新規で貸し付ける計画が出されました。

小作料は無償で、野菜の作付けを予定しています。

続きまして、番号 64 番、地図・公図は 29 ページから、32 ページになります。

●●番地、他 3 筆合計 1,505 m²を、●●の●●さんが、●●の●●さんに、田を 20 年間、継続して貸し付ける計画が出されました。

小作料は無償で、野菜の作付けを予定しています。

次のページ 10 ページへ行きまして、番号 65 番、地図・公図は 33 ページ、34 ページになります。

●●番地、他 3 筆合計 1,413 m²を、●●の●●さんが、●●の●●さんに、田を 5 年間、継続して貸し付ける計画が出されました。

小作料として玄米 90 kg を持参することになっていて水稻等の作付けを予定しています。

続きまして、番号 66 番、地図・公図は 35 ページから、38 ページになります。

●●番地、他 6 筆合計 4,370 m²を、●●の●●さんが、●●の●●さんに、田を 5 年間、継続して貸し付ける計画が出されました。

小作料として玄米 180 kg を持参することになっていて水稲等の作付けを予定しています。

次のページ 11 ページへ行きまして、番号 67 番、地図・公図は 39 ページから、41 ページになります。

●●番地、他 3 筆合計 2,145 m²を、●●の●●さんが、●●の●●さんに、田を 5 年間、継続して貸し付ける計画が出されました。

小作料として玄米 120 kg を持参することになっていて水稲等の作付けを予定しています。

続きまして、番号 68 番、地図・公図は 42 ページから、44 ページになります。

●●番地、他 2 筆合計 3,604 m²を、●●の●●さんが、●●の●●さんに、田と畑を 5 年 1 ヶ月間、継続して貸し付ける計画が出されました。

小作料は無償で、野菜の作付けを予定しています。

続きまして、番号 69 番、地図・公図は 45 ページ、46 ページになります。

●●番地、面積 1,502 m²を、●●の●●さんが、●●の●●さんに、田を 15 年間、継続して貸し付ける計画が出されました。

小作料は無償で、水稲の作付けを予定しています。

説明は以上になります。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は利用権設定でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

何か質問がある方はいらっしゃいますか。

【●●委員】

はい、●番の●●です。

59 番は、●●さんの農地を、●●さんに貸し付けるという形ですがけれども、●●推進委員と共に現地視察に行きました。

現地は耕作放棄地であり、太さ 10 cm ほどの木が数本生えております。

また、ススキが群生しており、畑に戻すには機械が必要になるのではないかと私は考えるわけですが、●●さんから事務局に、どういうふうな形にするのか何か話しはありましたでしょうか。

【事務局】 ●●さんについては、元々有機栽培を目指しているそうでした、逆に荒れている状態の方が本人には都合が良いということをおっしゃっていたようです。

周りの整地からやることになると思いますけれども、意欲を持ってやるということで、意思を示しているようです。

【議長】 よろしいですか。

他に質問がある方はいらっしゃいますか。

【●●委員】 はい、●番の●●です。

これは事務局に教えていただきたいのですが、64番の案件、●●さんが、●●さんに貸す関係、それから69番の案件、●●さんが、●●さんに貸す関係ですね、どちらも更新になるのですが、20年と15年、更新期間が長いのですが、更新ということは、前から貸借関係があったということなんです。前の貸借期間は何年だったのか、20年とか15年というのは、利用集積計画として適正なのか否か、そこをご指導願いたい。

【事務局】 前回の貸借期間については、資料の確認が必要ですので、後ほどお答えしたいと思います。

契約期間については、当事者同士の話し合いで契約期間が決まります。農地の貸借については、期限が最大50年まで設定出来るようですので、当事者が納得して、この期間で契約したいということであれば事務局で拒否したり、指導したりなどは特にやっていないという状況です。

【●●委員】 50年までということですが、一般的に考えて5年、乃至は10年ということが通常だと思います。貸し手の方にしても、20年ともなると代が変わる可能性もあるし、途中で不幸があるかもしれない、ということを考えて、農業委員会として、本人同士の貸し借りの関係で申請があったとしても、ある程度、甲斐市農業委員会の立場として、貸し借りの期間というものを考慮すべきである、という指導の中で契約期間を出来るだけ同じ様な感覚の中でやって行くのが良いのではないか。

20年となると、次回の更新が20年後などとなると、私達全員がいなくなってしまうだろうし、20年後の農業委員さんたちが審議をしたとして、しっかりと審議出来るのかどうか不安な点がある。

そういうことを考えると、事務局でしっかりと指導をしてもらったらどうか、そういうことを考えて質問をしました。

よろしくをお願いします。

【事務局】

貴重なご意見をありがとうございます。

事務局は、農業委員会の考えに従って動きますので、農業委員会として、あまり長すぎるものはということであれば、事務局もそれに従って指導をしていきたいと思っております。

【●●委員】

ちょっと良いですか。

●●さんとか、●●さん、何歳ぐらいなんですか。

【事務局】

●●さんは、昭和47年生まれになっています。

●●さんは、昭和25年生まれです。

【●●委員】

それで、15年先となると。

【事務局】

86歳くらいです。

【議長】

よろしいですか。

他に質問がある方はいらっしゃいますか。

【●●委員】

はい、●番の●●です。

審議案件を見ていると、非常に使用貸借というのが多いですね。

どういう関係があって使用貸借になるのか、私の地元の話しになるのですが、集落で大体決めてあります、畑なり田圃なりで。

ところが竜王とか、敷島、双葉とか、非常に地価が高いところで使用貸借というの非常に多いですよね、また、先ほども話しが出ましたけれども、契約期間も長い。そこらへんで農業委員会としても何か指標というか指針というか、そういったものを作らなくても良いのでしょうか。

【事務局】

農地法第3条に基づく場合は、その法で権利移動が制限されているの

ですが、農業従事者の高齢化、後継者不足により、荒廃農地が多くなってきている中、権利移動の制限を行っている中、農地がますます減少してしまうということで、農地の利用集積を図るに当たって、権利移動の制限を緩めた法律を使ったというのが、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定でございます。

先ほど、契約期間の長さが問題になりましたが、私は合併前に農業委員会を担当していたことがあります。その当時の利用権設定期間は、3年から5年が主だったという記憶がありましたので、今事務局を担当してみて、契約期間が長いという話しをしたりもしたのですが、利用権設定をする当事者が話し合って納得して決めている、土地所有者が自分で耕作をすることが困難になって、借りてくれる人にやってもらいたいということで話しをして、利用権設定をしたいという方たちが多いと思うのですが、あくまでも、権利移動の制限をしていた農地法とは違って、農地の集約化、農地の適正管理という観点で行われておりますので、ある程度融通の利く制度ではないかと思っています。

ただし、農業委員会として、当事者から言われるままに利用権設定を認めていては、ということであれば、事務局もその考えに従いまして、話しをしていきたいと思っております。

【議長】 よろしいですか。

他に質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようですので、番号 59 番から 69 番を承認することに決定致します。

以上で、本日の審議はすべて終了致しました。
有泉副会長より閉会のことばをお願い致します。

【有泉副会長】 (あいさつ)

これをもちまして第 12 回の総会を閉会致します。
ご苦労様でした。

午後2時43分 閉会

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和4年1月24日

議事録署名委員 18番

議事録署名委員 1番

本会議録の作成にあたった者の氏名は、次のとおりである。
甲斐市農業委員会事務局庶務係 樋口 一